

令和6年度第1回東京都入札監視委員会

- 日時：令和6年11月15日（金） 15時30分から17時00分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室

○ 次 第

1 開会

2 出席者の確認

3 資料の説明

4 議事進行の説明

5 議題

<公開>

- (1) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果（公開審議案件）について
- (2) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（定例審議案件）について
- (3) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（定例審議案件）について

<非公開>

- (4) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（談合情報処理審査案件）について

6 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会報告事項

7 閉会

令和6年度 第1回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者の確認	令和6年度第1回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2 議題		
(1) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果 (公開審議案件)について ・結果		(議案1) (審議概要)
(2) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (定例審議案件)について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果		(議案2) (別紙2-1) (審議概要)
(3) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (定例審議案件)について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果		(議案3) (別紙3-1) (審議概要)
(4) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (談合情報処理審査案件)について ・結果		(議案4) (審議概要)
3 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会報告事項(非公表)		(資料2)

資料 1

令和 6 年度第 1 回東京都入札監視委員会出席者

委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授	有川 博
委 員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見 康夫
委 員	公認会計士	片桐 春美
委 員	弁護士	木下 潮音
委 員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斎藤 徹史
委 員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田 裕一
委 員	弁護士	原澤 敦美
委 員	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	平田 京子
委 員	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田 昌英
委 員	弁護士	松本 はるか

都側職員

財務局 経理部長	稻垣 敦子
財務局 契約調整担当部長	須藤 哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田 多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米倉 進
財務局 経理部 契約第一課長	荒山 英之

東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和6年11月15日（金）	議 案 番 号	1
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果 (公開審議案件)について		
審 議 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

令和6年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年5月15日（水） 東京都庁第一本庁舎第二入札室
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斎藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 前払金制度について (2) 現場代理人の常駐義務の緩和について (3) 設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて
議案の概要	(1) 検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。 (2) 検討の背景や適用要件、制度設計の方針についての説明を受けた。 (3) 検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	(1)から(3)について、事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p>審議事項（1）について 【委員からの質問等】 国の制度について確認したい。</p> <p>【事務局の回答】 国においても4割を支払うという点は変わりない。ただ、支払限度額はない。また、東京都の場合は着手時に全額を支払う制度だが、国の場合は毎年の出来高割合に応じて支払うという制度である。</p> <p>【委員からの質問等】 支払限度額の引上げに伴い、18億円以上の工事が増える見込みなのか。</p> <p>【事務局の回答】 発注金額というのは、工事の規模に応じて決めるものであるため、変化はないと考えている。</p> <p>【委員からの質問等】 貸倒損失が多額になるリスクへの対策は講ずるのか。</p> <p>【事務局の回答】 受注者は前払保証に加入しているため、万が一倒産等があった場合、保証会社から補填される。</p> <p>【委員からの質問等】 前払金が40%というのは、他国と比べると極めて大きい割合である。今回の提案について異論はないが、部分払いや出来高払いなどと併せて議論されるべきではないか。</p>

	<p>【事務局の回答】</p> <p>工事の支払いは、前払金や竣工払い以外に、工事が一定程度進捗した際に出来上がった部分まで検査を受けて支払う方法もある。一定規模以上の工事では、そういう制度も利用している。</p> <p>審議事項（2）について</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和により、工事の品質低下や現場の安全性低下が懸念されるが、今回示された条件を満たせば問題ないと考えているのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>この条件であれば大丈夫かと思っている。ただ、工事毎に状況が異なるため、条件に合致していても常駐を求める場合もある。その際は、発注段階で明示していく。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>契約金額が変更となった場合はどうなるのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>工事途中で要件が変更になるのは複雑であるため、当初金額で判断していく。</p> <p>審議事項（3）について</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>土木設計等と建築設計で一般管理費の係数が異なるが、理由はあるのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>それぞれの委託で諸経費や一般管理費等に含まれるものも異なり、積算基準もそれぞれの所管部署で作成しているため、積算基準の違いが算定式の違いに出てくると考えられる。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>最低制限価格を上げることは、ダンピングの排除としてはよいが、それにより失格者が増え、運用上の問題が生じるのではないか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>算定式は公表することとしており、入札参加者が適切に積算していれば、極端に下回ることはないと推測している。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
[その他]	
特になし	

東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和6年11月15日（金）	議 案 番 号	2
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (定例審議案件)について		
審 議 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙2-1のとおり</p> <p>(2) 結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

令和6年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例事案等の抽出について

1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2)対象事案 令和5年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件
 (3)事案抽出方針
- ア 高額・高落札率事案
 - イ 1者入札事案
 - ウ 低入札価格調査事案
 - エ 同一事業者による長期継続受注事案
 - オ 社会的注目事案

2 定例事案の対象

上記1により、次の6事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調査再発注
1	1者入札 同一事業者長期	警視庁	警視庁	04-01901	希望制 指名競争入札	土木工事	道路標識 設置	普通標識緊急工事年間単価契約(1, 2, 3, 4方面)	令和5年4月1日	令和6年3月31日	非公表	-	-	24,983	-	-	2	10	1	信号器材株式会社		
2	高額・高落札率 1者入札	財務局	財務局	04-00774	一般競争入札	設備工事	空調工事	東京国際フォーラム(5)改修空調設備工事	令和5年6月21日	令和8年2月27日	事後公表	2,740,892	2,549,029	2,717,000	2,756,919	99.12	1	1	1	高砂・ダイダン・一工建設共同企業体		
3	1者入札	財務局	港湾局	05-00049	希望制 指名競争入札	土木工事	河川工事	令和5年度神湊港海岸離岸堤(改良)建設工事	令和5年6月27日	令和5年12月22日	事前公表	292,325	265,867	291,500	294,921	99.71	3	10	1	菊次建設株式会社		
4	高額・高落札率 同一事業者長期	交通局	交通局	04-18029	希望制 指名競争入札	建築工事	鉄鋼加工	バス停留所上屋新設等単価請負工事	令和5年4月12日	令和6年3月31日	非公表	-	-	434,904	-	-	2	2	2	ヤハギ工業株式会社		
5	高額・高落札率 1者入札	下水道局	下水道局	04-設早-001	一般競争入札	設備工事	電気工事	篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事	令和5年4月3日	令和9年12月6日	事後公表	5,794,173	5,330,639	5,786,000	5,824,841	99.85	3	3	1	東芝インフラシステムズ株式会社		
6	高額・高落札率 1者入札	下水道局	下水道局	04-設早-002	一般競争入札	設備工事	沈砂池・ 沈殿池機械設備工事	森ヶ崎水再生センター(東)第二沈殿池機械設備更新工事	令和5年4月3日	令和7年3月7日	事後公表	1,216,226	-	1,210,000	1,287,979	99.48	3	3	1	協和機電工業株式会社	○	

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年7月4日（木） 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1		
委 員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略）		
	※各委員はオンラインによる参加		
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年6月30日		
抽出案件計	6件	(備考)	
一般競争	3件		
指名競争	3件		
随意契約	0件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>意見・質問</p> <p><議案1>（1者入札事案）（同一事業者による長期受注事案） 普通標識緊急工事年間単価契約（1、2、3、4方面）【希望制指名競争入札】</p> <p>Q 每回、同一の事業者が落札していることについて、当該事業者に優位なところがあるように見えるが、発注者としてどのように考えているか。</p> <p>Q 少数の業者の間で、競争阻害的な行動があるように疑われてしまう見え方だが、警視庁としてどのような問題意識を持っているか。</p> <p>Q 分割して発注している結果、こうした結果になっているのであれば、ひとまとめにして発注することで、比較的ボリュームがでて対応がしやすくなるのではないか。</p> <p>Q 他県ではこのような工事について、どのように契約しているか。</p>	<p>回 答</p> <p>A 緊急対応が必要な工事のため、常時人員及び資材を確保しておく必要があり、対応可能な事業者は相応の規模を持つ者となり、数が限られる。 より適切な競争を促すための対策として、履行期間の短縮や履行場所の分割について検討したが、1契約当たりの予定数量が小さく、発注数量が不確定になる等の懼れがあり、常時対応できる人材確保が困難ということで現状の発注方法となっている。</p> <p>A 長年1者応札という現状を鑑み、ほかの普通標識を受注している会社を指名する等、より競争性が働く施策を考えながら入札契約手続きを進めている。</p> <p>A 事業者に聞き取りをしたところ、突発的に起こる緊急工事に対する人材、施工体制の確保が参入をしにくくしている要因であり、工事範囲が広くなってしまうと、速やかな対応が難しくなるとのことであった。</p> <p>A 他県に聞き取りをしたところ、当庁と同様の契約方法で、同一の事業者が受注</p>	

	している県や、施工可能な業者に連絡して、発注する県もあった。
意見：候補者は他に何者かいるように見受けられるため、他県とも情報交換しながら、応札してもらえるような仕組みを引き続き検討してほしい。	
<議案2>（高額・高落札率事案）（1者入札事案） 東京国際フォーラム（5）改修空調設備工事[一般競争入札]	
Q 大規模かつ施工期間も長い工事であるが、元施工以外の事業者が、積算して入札するのに十分な考慮期間はあったか。	A 工事の規模によって、十分な見積期間をとって発注している。本件は、約2か月間の積算期間を設けている。
Q 元々の図面等を十分に把握している東京都が、積算に要した期間が約2か月と考えると、事業者が積算する場合、更に時間がかかるのではないか。	A 図面をしっかりと準備しているほか、特記仕様書で施工条件は詳細に記載しており、参加者も対応できると考えている。
<議案3>（1者入札事案） 令和5年度神湊港海岸離岸堤（改良）建設工事[希望制指名競争入札]	
Q 希望はしても、応札はしない事業者について、なぜそういう行動を取るのか。 そうするメリットはあるか。	A 一般的に、地理的条件等を踏まえて希望を出した後に積算が行われ、予定価格や技術者の問題を勘案して応札するかどうかを決めるものと考えている。希望をしても応札をしないということは実際多くある。 希望することによる制度上のメリットではなく、入札しないことに対するペナルティもない。
Q 希望者以外に指名しているのは、全て島しょ部の事業者となっているが、本土の事業者を指名した方が、指名の効果があるのではないか。	A 財務局で扱っている案件は、大型の案件が多く、A等級、B等級等となっている。 A等級の案件は競争性の確保に重点を置き、広く入札の参加を募っている。そのため、本土の事業者も参加できるよう設定している。 一方、B等級のような小さい案件は、地元の中小企業の受注機会の確保を優先しており、今回は参加要件を島しょ部に設定し、その中から任意指名をしている。

<p><議案4> (高額・高落札率事案) (同一事業者による長期受注事案) バス停留所上屋新設等単価請負工事 [希望制指名競争入札]</p>		
<p>Q 毎回、同一の事業者が落札していて、今回は2者応札だが価格差がある。当該事業者について、この工事に特に有利な特徴が何があるのか。</p>	A 本件事業者は1者で上屋を造ることができることに加え、行政手続等の経験が多く、慣れているということが強みになっていると考えている。	
<p>Q 施工業種が鉄鋼加工になっているが、これが参入障壁になっているということはないか。</p>	A 鉄鋼加工で登録されている事業者は、一定程度の数があり、それ自体が障壁になっているとは考えていない。	
<p>Q 予定価格が非公表となっているが、これはなぜか。</p>	A 単価契約については、毎年同じ内容で発注されることが多い、予定価格を公表することで、翌年度の発注にあって、予定価格が容易に類推され、事業者において適切な積算がなされなくなるおそれがあることから、非公表としている。	
<p>意見：上屋の鉄の屋根部分は他から調達してくることとすれば、鉄鋼加工ではなく、一般的な建設業として入札に参加できる事業者が増えるのではないか。施工業種の変更については、効果があるか含め研究してほしい。</p>		
<p><議案5> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事 [一般競争入札]</p>		
<p>Q その1工事があるとのことだが、1回目の工事を受注したところが、競争上優位になるのではないか。</p>	A その1とその2工事は密接な工事になっているわけではなく、その1工事をやっているから有利になるということは考えていない。	
<p>Q 契約後に工事費用の増額に合わせた契約変更ができることを明示していれば、入札に参加する事業者も増えるのではないか。</p>	A 契約後に物価高騰等で価格上昇があった場合について、一定程度の上昇があった際には、契約変更等で対応していることは周知の事実であるため、その影響はないと考えている。	
<p>Q ガスタービン発電機について、ガスタービンの購入契約と、設置工事の契約に分割することは可能か。</p>	A 発電機とガスタービンの2つを組み合わせて機能させなければならないため、分割することは困難だと考えている。	

<議案6>（高額・高落札率事案）（1者入札事案） 森ヶ崎水再生センター（東）第二沈殿池機械設備更新工事[一般競争入札]	
Q 予定価格が事後公表にも関わらず、落札率が極めて高いように見えるが、予定価格が推測しやすい工事なのか。	A 発注規模を示していることに加え、当該施設の機械設備更新工事は、過去何回も発注していることから、それらを踏まえて入札しているものと考えている。
Q 当該施設の機械設備更新工事にあって、事業者が規則的に、代わる代わる受注しているようなことはないか。	A 手元に資料はないものの、決まった会社が順番に受注しているということはない認識である。
Q 同様の設備を順番に更新するということであれば、技術的に困難であるとは思えず、総合評価方式を取る必要はないのではないか。	A 下水道施設の沈殿池は、構造上、地上から深いところでの工事が必要となり、施工上の危険がある。そのため、ある程度の技術を持っている事業者によって施工する必要があるため、総合評価方式を採用している。
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。

東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和6年11月15日（金）	議 案 番 号	3
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (定例審議案件)について		
審 議 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙3-1のとおり</p> <p>(2) 結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

令和6年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例事案の抽出について

1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2)対象事案 令和5年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件
 (3)事案抽出方針
 ア 高額事案
 イ 高落札率事案
 ウ 1者入札事案
 ハ 低入札価格調査事案
 チ 同一事業者による長期継続受注事案
 ハ 社会的注目事案

2 定例事案の対象

上記1により、次の4事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調査発注
1	高額事案 高落札事案 一者入札事案	下水道局	下水道局	05-03025	一般競争入札	設備工事	電気工事	降雨情報システム再構築工事	2023/07/14	2026/03/13	事後公表	2,090,847	1,944,487	2,090,000	-	99.95	1	1	1	東芝インフラシステムズ株式会社			
2	長期継続受注事案 高落札事案 一者入札事案	総務局	総務局	05-01729	希望制 指名競 争入札	土木工事	一般土木工事	金曾沢復旧治山工事	2023/07/21	2024/02/02	事前公表	48,788	43,990	48,763	51,769	99.94	3	6	1	株式会社平善			
3	一者入札事案 高額事案	交通局	交通局	05-10026	一般競争入札	設備工事	電気工事	大江戸線練馬変電所変電設備更新工事	2023/08/31	2028/02/29	事後公表	2,011,812	1,870,985	1,999,800	-	99.40	1	1	1	株式会社明電舎		○	
4	一者入札事案	警視庁	警視庁	05-00148	希望制 指名競 争入札	設備工事	陸上信号機	交通信号機 更新(集中式制御機・視覚障害者用・施設更新)工事	2023/09/29	2024/02/09	事前公表	59,054	54,346	54,346	54,710	92.02	19	10	1	交通システム電機株式会社			

3 談合情報処理に係る事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第六号、東京都入札監視委員会運営要領第七
 (2)対象事案 1(2)の期間に談合情報処理を行った事案
 以上に該当する1事案を対象とする。(議案5)

東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年9月6日（金） 都庁第一本庁舎北側16階 特別会議室S 6		
委 員	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授 有川 博（部会長） (元) 会計検査院官房審議官 飯塚 正史 ※ 公認会計士 片桐 春美 ※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田 京子 計4名（敬称略）		
審議対象期間	令和5年7月1日～令和5年9月30日		
抽出案件計	4件		(備考)
一般競争	2件		
指名競争	2件		
随意契約	0件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（高額・高落札率・一者入札事案） 降雨情報システム再構築工事 [一般競争入札]		
	Q 本システムは他の事業にも使えるものではないか。下水道局特有のシステムか。	A 下水道事業の1つの運営上のシステムとして考えている。	
	Q ほかの会社が参入できるということだが、質の担保はどう考えているか	A システム自体の信頼性は、メーカーが担保しており、機器を設置する技術はどの者でも持っていると考えている。	
	Q 高落札率について、どういった原因かという分析をしているか。	A 公表の段階で一定の価格帯を示している。今回は19億円以上21億円未満という形で公表しており、その価格帯の中で業者が積算したところ、99.95%という結果に着地したと考えている。	
	Q 予定価格を価格帯で事前公表するというルールになっているのか。また、1者入札が判明した際、価格帯の事前公表を取り止めることはできるのか。	A 規定通りの運用である。予定価格の価格帯は公告時に示しているため、1者であることが判明した段階で取り消したり何らか変えたりといったことは困難。	
	意見：複数者の参加が想定された中、結果的に1者しか参加がなかったため、可能な範囲で原因分析について工夫いただきたい。		

<p><議案2> (同一事業者長期継続受注・高落札率・一者入札事案) 金曾沢復旧治山工事 [希望制指名競争入札]</p>		
<p>Q 辞退者の辞退理由についてどのように分析しているか。</p>	A 近接の島で工事を請け負っており技術者や職人を配置することが難しかったのではないかと考えている。	
<p>Q 受注者が少ないことを解決するための取組はどうやっているか。</p>	A 計画的な発注や、業者や技術者をいかに育成するかなど中期的な視点で努力している。	
<p>Q 談合を避けながら特定の業者が1者入札を回避するという工夫をしていただきたい。</p>	A 発注時期を平準化させて受注機会を均等化するという取組を行っている。	
<p>Q 品質担保の取組についてはどうか。</p>	A 適切に調査や成績評定を行っている。	
<p>意見:島しょ部における工事の難しさは理解するが、より計画的な工事執行に向け、さらなる努力をしてほしい。</p>		
<p><議案3> (一者入札・高額事案) 大江戸線練馬変電所変電設備更新工事 [一般競争入札]</p>		
<p>Q 当初発注が不調となった理由は。</p>	A ヒアリングをしたところ、金額の乖離と監理技術者の確保が難しかったとの理由だった。	
<p>Q 不調後の再発注では1者のみの参加となつたが、当初発注で参加していたもう1者が参加しなかった理由は分かるか。</p>	A 監理技術者がどうしても確保できなかつたと聞いている。	
<p>Q 当初発注14億から再発注では20億と随分差がある。当初の14億というのは何か見込み違いがあったのか。</p>	A 機器の見積価格について、当初は最安値で積算していたが、当初発注の不調における金額乖離を踏まえ、再発注では平均値に見直すとともに、搬出入費についてもヒアリング結果を踏まえ、見積を見直した。	

	<p><議案4> (一者入札事案) 交通信号機 更新(集中式制御機・視覚障害者用・施設更新)工事[希望制指名競争入札]</p>												
	<p>Q 幾ら希望しても、最終的に辞退してしまうという状況であれば、機械的に10者に絞るのではなく、希望者を全員指名するといったような、分母を増やすといった取組ができないのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき、原則10者を選定して入札を行っている。</p>											
	<p>Q 最終的に1者入札が続く、あるいは圧倒的な数が辞退していくようであれば、工夫の1つとして、10者という原則にこだわらずに、希望者をなるべく限定しない工夫も検討いただきたい</p>	<p>A 今後、財務局と連絡を取り合い、改善できるところはしていきたい。</p>											
	<p>Q 1件ごとに別々の工事とするのではなく、交通信号機の製作と施工を分けることで計画的な事業の執行ができるのではないか。</p>	<p>A 交差点ごとに製作する中身が異なっており、他に融通が利かないことや、保存場所の問題がある。</p>											
	<p>Q 共通している部分もあるので、今後、研究をしてほしい。</p>	<p>A 研究をしていきたい。</p>											
	<p>意見：施工と製作を分けることや、指名の母集団を増やすといったことについて検討されたい</p>												
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 25%;">工 事</th> <th style="width: 25%;">物品・業務</th> <th style="width: 25%;">件 数 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>談合情報案件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち検討結果疑義</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table>		項目	工 事	物品・業務	件 数 計	談合情報案件	1 件	0 件	1 件		うち検討結果疑義	0 件	0 件
項目	工 事	物品・業務	件 数 計										
談合情報案件	1 件	0 件	1 件										
	うち検討結果疑義	0 件	0 件										
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>意見・質問</p> <p><議案5></p>												
	<p>Q 競争性が高いように見受けられるが、どう推察しているか。</p>	<p>A 普段から人気のある業種であり、同じような事業者の参加意向が高いものと考えている。</p>											

委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。
-----------------	----------------------------------

東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和6年11月15日（金）	議 案 番 号	4
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (談合情報処理審査案件)について		
審 議 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 結果について 議案3別紙審議概要のとおり</p>		

< 談合情報取扱要綱の役割 >

非公表

- 都発注契約に関する談合情報を入手した際、各局において契約の**続行可否判断が必要**
- 上記目的を果たすため、**発注者として可能な範囲で調査**するための事務手順を規定
(処理結果については、警視庁・公正取引委員会へ参考に情報提供)

1 経緯令和5年6月29日 東京都入札監視委員会第一監視部会開催⇒令和3～4年度にかけて実施した**東京消防庁における談合情報処理結果**を報告**【事案概要】**

- 談合情報提供者(当該契約落札者)は、落札決定後、仕様書の通り履行することが困難であることを理由に契約締結を辞退
- その後、情報提供者が「仕様書に定める生地が特定の企業にしか手配できないものであり、消防庁と特定の企業が癒着・談合している」旨の主張
- 消防庁内で審議した結果、当該生地の納入可能業者が複数存在すること、談合情報に具体的な根拠がないことから、**談合が疑われるものではないとの結論**

【委員意見】

- ・現行の都の談合情報取扱要綱に沿った手続きがされていることは確認できたが、**官製談合が疑われた場合**、当事者である局だけで処理するのではなく、中立性の観点から**財務局の関与や第三者機関設置等ルールの見直し**が必要
- ・極めて**確度が高い談合情報**の場合、**直ちに捜査機関へ通報**し、対応を委ねるべき

2 調査の第三者性確保について

非公表

論点

官製談合に関する情報は、中立的な機関（部署）が通報受付・調査を行うべき

- | | | |
|---|--|--|
| <p>課題①
<u>庁外設置</u>の場合、調査の即時性が劣り、契約手続続行可否の判断に遅れ</p> | | <p>改正方針①</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>事業執行への影響を最小限</u>にするため、官製談合情報については<u>財務局に集約</u>・客観性を担保するため、<u>必要に応じ外部の専門家（弁護士等）</u>に意見・助言を確認する |
| <p>課題②
<u>庁内設置</u>の場合でも、透明性を確保した調査を実施する必要性がある</p> | | <p>改正方針②</p> <ul style="list-style-type: none">・調査の即時性を担保しつつ、透明性を確保するため、<u>被疑部署を除く所管局</u>で調査実施・所管局の意見を聴取の上、<u>財務局委員会</u>において契約手続の続行可否を決定 |

資料2 官製談合に関する情報提供があった際の対応について

3 捜査機関の関与について

非公表

論点

極めて確度が高い談合情報の場合、直ちに検査機関へ通報し、対応を委ねるべき



課題

- ・談合情報の正確性について、適切な判断ができるか
- ・検査は長期間に及ぶこともあり、検査期間中は契約手続を停止することは、事業執行への影響が大きい



検討

検査機関（警視庁・公正取引委員会）への聴取結果

- ・談合情報の内容を、検査機関以外が適切に判断することは困難
- ・調査の端緒は早いほどよいので、情報の内容にかかわらず、全ての談合情報についての提供を希望
- ・対外的な説明責任を果たすため、都が調査を行うことの必要性は認めるが、検査の妨げにならないよう留意



改正方針

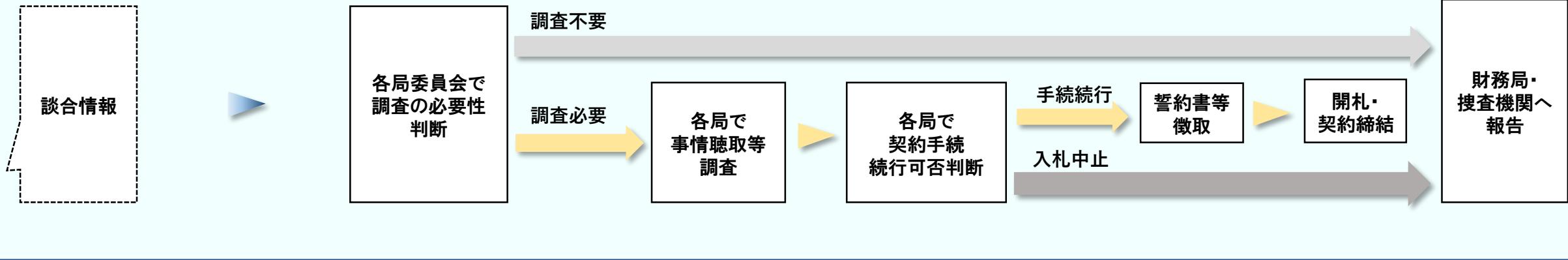
- ・情報の確度についての判断はせず、全ての談合情報の入手後直ちに検査機関へ報告する
- ・事業継続性及び説明責任を担保するため、原則として事情聴取や入札執行判断等は続行する

資料2 官製談合に関する情報提供があった際の対応について

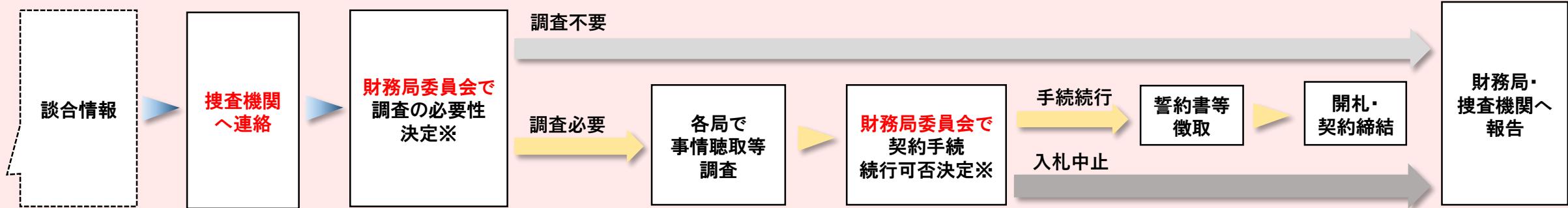
4 改正方針

非公表

<改正前フロー>



<改正後フロー>



※官製談合情報以外の情報については従前のとおり発注局において対応